



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

- 告示
  - 784 随意契約の相手方の決定 (広報室)
  - 785 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
  - 786 " ( " )
  - 787 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
  - 788 生活保護法による介護機関の指定( " )
  - 789 生活保護法による指定医療機関の変更 ( " )
- \*790 和歌山県保育士試験実施要項(昭和43年和歌山県告示第858号)の一部改正 (子育て推進課)
- 791 方地区土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
- 792 荒見井土地改良区の役員の就退任 ( " )
- 選挙管理委員会告示
  - 39 政治団体の設立の届出
  - 40 政治団体の届出事項の異動の届出
  - 41 資金管理団体の指定の取消しの届出
  - 42 資金管理団体の届出
- 海区漁業調整委員会指示
  - 1 ウミガメの採捕等

## 告 示

### 和歌山県告示第784号

行財政情報サービスの提供について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年5月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
行財政情報サービスの提供
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県広報室  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成17年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社時事通信社  
東京都中央区銀座五丁目15番8号
- 5 随意契約に係る契約金額  
36,288,000円(うち消費税及び地方消費税の額1,728,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

### 和歌山県告示第785号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年6月10日まで縦覧に供する。

平成17年5月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日  
平成17年4月10日
- 2 名称  
特定非営利活動法人城山台サポートクラブ
- 3 代表者の氏名  
檀山悟
- 4 主たる事務所の所在地  
橋本市城山台2丁目45番地の8
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、橋本市民、特に城山台地区は今後急速に高齢化が進む中で、高齢者、障害者などの手助けを必要とする者の介護、援助等の福祉活動や小・中学生に対して日常の社会教育の指導、公民館の効果的な運営、まちづくりの推進と環境保全、自主防災会活動の指導教育と訓練、情報通信活性化への対応、雇用機会の促進、消費者の保護活動などを行うことにより、地域の活性化と住民が安心して生

活できる、住み良い町を創造することを目的とする。

和歌山県告示第786号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年6月14日まで縦覧に供する。

平成17年5月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成17年4月14日

2 名称

特定非営利活動法人ADLサポートセンター・ハミング

3 代表者の氏名

高橋紫織

4 主たる事務所の所在地

和歌山市口須佐37番地の6

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害児・者に対して日常生活動作(ADL)支援に関する事業を行い「共に地域で生きていく」ために、幼いときから学ぶ生活スキル(技能)の獲得や余暇支援等の提供に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第787号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月10日

和歌山県知事 木村良樹

| 届出者の名称               | 主たる事務所の所在地   | 指定事業所の名称                          | 指定事業所の所在地    | サービスの種類        | 廃止年月日         |
|----------------------|--------------|-----------------------------------|--------------|----------------|---------------|
| 社会福祉法人<br>海南市社会福祉協議会 | 海南市日方1519-10 | 社会福祉法人<br>海南市社会福祉協議会訪問<br>介護事業所   | 海南市日方1519-10 | 訪問介護           | 平成<br>17.3.31 |
| 社会福祉法人<br>海南市社会福祉協議会 | 海南市日方1519-10 | 社会福祉法人<br>海南市社会福祉協議会居宅<br>介護支援事業所 | 海南市日方1519-10 | 居宅介護支援         | 平成<br>17.3.31 |
| 社会福祉法人<br>下津町社会福祉協議会 | 下津町上14-6     | 社会福祉法人<br>下津町社会福祉協議会              | 下津町上14-6     | 訪問介護<br>居宅介護支援 | 平成<br>17.3.31 |
| 社会福祉法人<br>本宮町社会福祉協議会 | 本宮町本宮921-2   | 社会福祉法人<br>本宮町社会福祉協議会              | 本宮町本宮921-2   | 訪問介護<br>居宅介護支援 | 平成<br>17.3.31 |

和歌山県告示第788号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、

次のとおり告示する。

平成17年5月10日

和歌山県知事 木村良樹

| 申請者の名称               | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称                | 指定事業所の所在地           | サービスの種類                             | 指定年月日        |
|----------------------|------------|-------------------------|---------------------|-------------------------------------|--------------|
| 社会福祉法人<br>田辺市社会福祉協議会 | 田辺市湊1619-8 | 田辺市社会福祉協議会田辺<br>事業所     | 田辺市湊1619-8          | 訪問介護<br>・訪問入浴介護<br>・通所介護<br>・居宅介護支援 | 平成<br>17.4.1 |
| 社会福祉法人<br>田辺市社会福祉協議会 | 田辺市湊1619-8 | 田辺市社会福祉協議会大塔<br>事業所     | 田辺市鮎川583-9          | 訪問介護<br>・訪問入浴介護<br>・通所介護<br>・居宅介護支援 | 平成<br>17.4.1 |
| 社会福祉法人<br>田辺市社会福祉協議会 | 田辺市湊1619-8 | 田辺市社会福祉協議会大塔<br>事業所(富里) | 田辺市下川下989           | 通所介護                                | 平成<br>17.4.1 |
| 社会福祉法人<br>田辺市社会福祉協議会 | 田辺市湊1619-8 | 田辺市社会福祉協議会大塔<br>事業所(三川) | 田辺市向山354-1          | 通所介護                                | 平成<br>17.4.1 |
| 社会福祉法人<br>田辺市社会福祉協議会 | 田辺市湊1619-8 | 田辺市社会福祉協議会中辺<br>路事業所    | 田辺市中辺路町栗栖川329-<br>1 | 訪問介護<br>・居宅介護支援                     | 平成<br>17.4.1 |

|                      |            |                         |               |                          |              |
|----------------------|------------|-------------------------|---------------|--------------------------|--------------|
| 社会福祉法人<br>田辺市社会福祉協議会 | 田辺市湊1619-8 | 田辺市社会福祉協議会本宮<br>事業所     | 田辺市本宮町本宮921-2 | 訪問介護<br>・居宅介護支援          | 平成<br>17.4.1 |
| 社会福祉法人<br>田辺市社会福祉協議会 | 田辺市湊1619-8 | 田辺市社会福祉協議会龍神<br>事業所     | 田辺市龍神村柳瀬1134  | 訪問介護<br>・通所介護<br>・居宅介護支援 | 平成<br>17.4.1 |
| 社会福祉法人<br>田辺市社会福祉協議会 | 田辺市湊1619-8 | 田辺市社会福祉協議会龍神<br>訪問看護事業所 | 田辺市龍神村柳瀬1134  | 訪問看護                     | 平成<br>17.4.1 |

和歌山県告示第789号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により  
指定した医療機関の変更について届出があったので、同法第  
55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 5 月 10 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

| 指 定<br>番 号  | 変 更 事 項 ( 名 称 )  |               | 所 在 地           | 変 更<br>年 月 日 |
|-------------|------------------|---------------|-----------------|--------------|
|             | 旧                | 新             |                 |              |
| 有市医<br>34-5 | くめだ泌尿器<br>科クリニック | クメダ・クリ<br>ニック | 有田市箕島<br>856 番地 | 平成<br>17.4.1 |

和歌山県告示第790号

和歌山県保育士試験実施要綱（昭和43年和歌山県告示第85  
8号）の一部を次のように改正する。

平成 17 年 5 月 10 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

第8条第2項を次のように改める。

2 筆記試験及び実技試験終了後は、速やかに試験の結果を通  
知する。

第8条第3項を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記1号様式(第4条関係)

和歌山県保育士試験受験願書

注) \*印以外はすべて本人が記入すること

|  |                                  |            |        |               |             |
|--|----------------------------------|------------|--------|---------------|-------------|
| 年 月 日  |                                  |            |        | 受験番号          | *           |
| 和歌山県知事様<br>年度和歌山県保育士試験を受験したいので、関係書類を添えて申請します。        |                                  |            |        | 試験会場          | 紀北会場        |
| フリガナ   |                                  |            |        |               | 紀南会場        |
| 氏名   |                                  |            |        |               |             |
| 生年月日   | 西暦(昭和)                           | ( )年 月 日   | 性別     | 男 ・ 女         |             |
| 現住所<br>(受験票送付先)                                      | (〒 - )                           |            |        |               |             |
|  | 電話番号 ( ) 局 番(呼出 方)<br>携帯電話番号 ( ) |            |        |               |             |
| 勤務先  | 名称                               | 電話番号 ( ) - |        |               |             |
|  | (〒 - )                           |            |        |               |             |
| 学歴   | 学校名                              | 学部 ・ 学科名   | 修業年限 年 |               |             |
|  | 年 月 卒業 卒見 ・ 学年在学中                |            |        |               | *           |
| 試験科目免除申請   |                                  |            |        |               | 合格科目受験希望記入欄 |
| 年、年度保育士試験において合格した科目又は厚生労働大臣の指定する学校等で専修した科目を記入してください。 |                                  |            |        |               |             |
| 試験免除科目   | 証明書交付年月日                         | 都道府県又は学校名  | 証明書番号  | 左合格科目の受験を希望する | 確認欄         |
| 社会福祉   | 年 月 日                            |            |        |               | *           |
| 児童福祉   | 年 月 日                            |            |        |               | *           |
| 発達心理学及び精神保健  | 年 月 日                            |            |        |               | *           |
| 小児保健   | 年 月 日                            |            |        |               | *           |
| 小児栄養   | 年 月 日                            |            |        |               | *           |
| 保育原理   | 年 月 日                            |            |        |               | *           |
| 教育原理及び養護原理   | 年 月 日                            |            |        |               | *           |
| 保育実習   | 年 月 日                            |            |        |               | *           |

幼稚園教諭免許所有者記入欄

|              |           |       |         |
|--------------|-----------|-------|---------|
| 免許状種類        | 免許交付都道府県名 | 免許状番号 | 免許交付年月日 |
| 専修 ・ 1種 ・ 2種 | 都道府県      |       |         |

\*裏面に証紙貼付欄がありますので、和歌山県収入証紙12,700円分を貼り付けてください。

調 査 書

|                   |                  |      |       |      |          |                            |
|-------------------|------------------|------|-------|------|----------|----------------------------|
| 受験番号              | *                |      |       |      |          | 写真貼付欄<br><br>(縦3.5cm×横3cm) |
| フリガナ氏名            |                  |      |       |      |          |                            |
| 生年月日              | 西暦(昭和) ( )年 月 日生 |      |       |      |          |                            |
| 性別                | 男 ・ 女            |      |       |      |          |                            |
| 受験を希望する科目に○をつけること | 社会福祉             | 児童福祉 | 発達心理学 | 精神保健 | 小児保健     |                            |
|                   | 小児栄養             | 保育原理 | 教育原理  | 養護原理 | 保育実習(実技) | 保育実習(理論)                   |
| 〈保育実習(実技)の選択科目欄〉  |                  |      |       |      |          |                            |
|                   | 音 楽              |      | 絵画制作  |      | 言 語      |                            |
|                   |                  |      |       |      |          |                            |

(注) 写真について

- 1 出願3か月以内に撮影した写真で、上半身・脱帽・無背景のもの(スナップ写真不可)
- 2 写真裏すべてに糊付けすること。
- 3 写真裏に氏名・生年月日を記載すること。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

和歌山県告示第791号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、方地区土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成17年5月10日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 就任した役員

| 職名 | 氏 名  | 住 所            |
|----|------|----------------|
| 理事 | 北東正昭 | 海南市下津町方774番地1  |
| 理事 | 田中新造 | 海南市下津町方419番地   |
| 理事 | 鯨洋一郎 | 海南市下津町方719番地   |
| 理事 | 向山幸志 | 海南市下津町大崎1456番地 |
| 理事 | 向山壽紀 | 海南市下津町方1797番地  |
| 理事 | 奥村定雄 | 海南市下津町大崎1378番地 |
| 理事 | 森脇茂行 | 海南市下津町方1420番地  |
| 理事 | 田中秀樹 | 海南市下津町方1469番地  |
| 理事 | 大谷昇  | 海南市下津町方44番地3   |
| 理事 | 鈴木健介 | 海南市下津町方1094番地  |
| 理事 | 梶本和也 | 海南市下津町方981番地   |
| 理事 | 西岡良起 | 海南市下津町下津95番地   |
| 監事 | 北東伸之 | 海南市下津町方826番地   |
| 監事 | 中西眞作 | 海南市下津町上1083番地  |

2 退任した役員

| 職名 | 氏 名  | 住 所            |
|----|------|----------------|
| 理事 | 北東万良 | 海南市下津町方781番地   |
| 理事 | 樋口雅男 | 海南市下津町方776番地   |
| 理事 | 森本寶敏 | 海南市下津町方417番地   |
| 理事 | 鯨洋人  | 海南市下津町方473番地   |
| 理事 | 向山忠男 | 海南市下津町方1578番地  |
| 理事 | 藤本勝也 | 海南市下津町大崎1399番地 |
| 理事 | 硯行男  | 海南市下津町方1391番地  |
| 理事 | 大谷弘幸 | 海南市下津町方1476番地  |
| 理事 | 大谷文章 | 海南市下津町丸田354番地1 |
| 理事 | 宮本正一 | 海南市下津町丸田997番地  |
| 理事 | 梶本清之 | 海南市下津町丸田955番地  |
| 理事 | 楠戸春則 | 海南市下津町下津110番地  |
| 監事 | 戎節治  | 海南市下津町方837番地   |

監事 山路滋文 海南市下津町上236番地1

和歌山県告示第792号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、荒見井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成17年5月10日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 就任した役員

| 職名 | 氏 名  | 住 所                     |
|----|------|-------------------------|
| 理事 | 岩崎文央 | 那賀郡粉河町大字荒見509番地の3       |
| 理事 | 森田康義 | 那賀郡粉河町大字荒見768番地の1       |
| 理事 | 仲谷猛  | 那賀郡粉河町大字杉原578番地の1       |
| 理事 | 蓬臺雅吾 | 那賀郡粉河町大字杉原915番地         |
| 理事 | 並松義秋 | 那賀郡粉河町大字風市161番地         |
| 理事 | 柳谷育伸 | 那賀郡粉河町大字勝神113番の内2号<br>地 |

|    |      |                   |
|----|------|-------------------|
| 理事 | 田中一旭 | 那賀郡粉河町大字遠方424番地の2 |
| 理事 | 猿棒宏允 | 那賀郡粉河町大字遠方184番地   |
| 監事 | 柑本正  | 那賀郡粉河町大字杉原558番地   |
| 監事 | 田中一好 | 那賀郡粉河町大字遠方189番地   |

2 退任した役員

| 職名 | 氏 名  | 住 所               |
|----|------|-------------------|
| 理事 | 池本政隆 | 那賀郡粉河町大字荒見378番地   |
| 理事 | 松山弘  | 那賀郡粉河町大字荒見379番地の5 |
| 理事 | 柑本和  | 那賀郡粉河町大字杉原566番地の1 |
| 理事 | 蓬臺雅吾 | 那賀郡粉河町大字杉原915番地   |
| 理事 | 長田信夫 | 那賀郡粉河町大字風市36番地の1  |
| 理事 | 榎本秀夫 | 那賀郡粉河町大字勝神14番地の1  |
| 理事 | 田中一旭 | 那賀郡粉河町大字遠方424番地の2 |
| 理事 | 田中俊  | 那賀郡粉河町大字遠方355番地の4 |
| 監事 | 上野勝規 | 那賀郡粉河町大字荒見98番地の5  |
| 監事 | 並松義秋 | 那賀郡粉河町大字風市161番地   |

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出があった政治団体は、次のとおりである。

平成17年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

| 政治団体の名称              | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地  | 届出年月日     | 政党・政治団体の別 | 備考 |
|----------------------|--------|----------|-------------|-----------|-----------|----|
| 市民の声を生かし住みよい橋本市をつくる会 | 九鬼堅    | 金森睦郎     | 橋本市御幸辻167-1 | 平成17.3.23 | 政治団体      |    |

|                |      |      |                  |               |      |  |
|----------------|------|------|------------------|---------------|------|--|
| 橋本維新の会         | 寺内吉一 | 山田泰弘 | 橋本市東家一丁目406-1    | 平成<br>17.3.24 | 政治団体 |  |
| 西よしお龍神後援会      | 青田智夫 | 吉田泰啓 | 日高郡龍神村西139-6     | 平成<br>17.3.25 | 政治団体 |  |
| 谷口和樹後援会三川支部    | 向井教泰 | 谷口松代 | 西牟婁郡大塔村合川638-20  | 平成<br>17.3.29 | 政治団体 |  |
| 松本和弘後援会        | 竹内雅一 | 松本寿一 | 日高郡龍神村大字西137番地の1 | 平成<br>17.3.30 | 政治団体 |  |
| 安達克典後援会        | 庄司昊  | 五味大安 | 日高郡龍神村大字西33-3    | 平成<br>17.4.7  | 政治団体 |  |
| 岩崎健男後援会        | 岩崎健男 | 和坂修次 | 那賀郡桃山町大字元293-1   | 平成<br>17.4.11 | 政治団体 |  |
| 橋本のまちを考える市民派の会 | 今城敏仁 | 北谷彰男 | 橋本市隅田町河瀬423      | 平成<br>17.4.11 | 政治団体 |  |
| 山口進後援会         | 小田溜  | 松山啓一 | 田辺市芳養町3152-3     | 平成<br>17.4.12 | 政治団体 |  |

和歌山県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定  
により政治団体の届出事項の異動の届出があったものは、次

のとおりである。

平成17年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

| 政治団体の名称      | 異動事項       | 新              | 旧               | 届出年月日         | 政党・政治団体の別 | 備考  |
|--------------|------------|----------------|-----------------|---------------|-----------|---|
| 田中英夫後援会(英友会) | 主たる事務所の所在地 | 那賀郡粉河町上田井554-1 | 那賀郡粉河町上田井尾崎谷419 | 平成<br>17.3.1  | 政治団体      |   |
| 中村しんじ後援会     | 名称         | 中村しんじ後援会       | 中村しんじと共に歩む会     | 平成<br>17.3.2  | 政治団体      |   |
|              | 代表者        | 高田亮平           | 中西孝大            |               |           |   |
| 木村良樹後援会太地支部  | 会計責任者      | 杉森宮人           | 近江武志            | 平成<br>17.3.20 | 政治団体      |   |
| 内田英雄後援会      | 会計責任者      | 内田幸代           | 内田常雄            | 平成<br>17.3.22 | 政治団体      |   |
| 笹朝一後援会       | 会計責任者      | 新家幾夫           | 龍田修身            | 平成<br>17.3.22 | 政治団体      |   |
| 前田正昭後援会      | 会計責任者      | 前田妙            | 前田テル子           | 平成<br>17.3.22 | 政治団体      |   |
| 吉本かんよう後援会    | 主たる事務所の所在地 | 那賀郡岩出町山194-14  | 那賀郡岩出町森111-1    | 平成<br>17.3.22 | 政治団体      |   |
| 東内敏幸後援会      | 代表者        | 佐々木昇           | 品川弘和            | 平成<br>17.3.23 | 政治団体      |   |
| 西本和明後援会      | 代表者        | 林拓治            | 坂口隆之            | 平成<br>17.3.24 | 政治団体      |   |
| 自由民主党桃山町支部   | 会計責任者      | 小西義夫           | 宮村正一            | 平成<br>17.3.25 | 政党の支部     | 自由民主党<br>1以上の市町村<br>の区域等を単<br>位として設け<br>られる支部 |
| 湯川ひでき後援会     | 代表者        | 笠松孝司           | 寛智明             | 平成<br>17.3.29 | 政治団体      |   |

|                   |            |                         |                       |               |       |                                   |
|-------------------|------------|-------------------------|-----------------------|---------------|-------|-----------------------------------|
| 芝本和己サポーターズクラブ     | 主たる事務所の所在地 | 和歌山市島橋南ノ丁ノークポートタウン島橋104 | 和歌山市島橋南ノ丁3-11         | 平成<br>17.3.29 | 政治団体  |                                   |
|                   | 会計責任者      | 岡崎眞太郎                   | 前田正男                  |               |       |                                   |
| 木村文則後援会           | 主たる事務所の所在地 | 那賀郡粉河町北志野360            | 和歌山市雑賀屋町36雑賀屋町ビジネスパーク | 平成<br>17.3.29 | 政治団体  |                                   |
| 自由民主党和歌山県自治振興支部   | 代表者        | 岡本政仁                    | 山崎繁雄                  | 平成<br>17.3.29 | 政党の支部 | 自由民主党<br>1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部 |
| 木村良樹後援会南部支部       | 代表者        | 玉井尚                     | 山崎繁雄                  | 平成<br>17.3.30 | 政治団体  |                                   |
| 桃忠会               | 会計責任者      | 藪内忠治                    | 中岡俊次                  | 平成<br>17.3.30 | 政治団体  |                                   |
| 山下忠男後援会           | 会計責任者      | 藪内忠治                    | 中岡俊次                  | 平成<br>17.3.30 | 政治団体  |                                   |
| 国重秀明後援会           | 主たる事務所の所在地 | 和歌山市西長町2丁目33            | 和歌山市嘉家作丁20-1          | 平成<br>17.3.30 | 政治団体  |                                   |
| 片桐章浩後援会           | 代表者        | 宮田晋作                    | 濱田康裕                  | 平成<br>17.3.31 | 政治団体  |                                   |
|                   | 会計責任者      | 横山泰義                    | 宮田晋作                  |               |       |                                   |
| スパイ防止法制定促進和歌山県民会議 | 主たる事務所の所在地 | 和歌山市太田473フローラルメゾン武田3D   | 和歌山市太田196西中マンションA605  | 平成<br>17.3.31 | 政治団体  |                                   |
| 国際勝共連合和歌山県本部      | 主たる事務所の所在地 | 和歌山市太田473フローラルメゾン武田3D   | 和歌山市太田196西中マンションA605  | 平成<br>17.3.31 | 政治団体  |                                   |
| 自由民主党印南町支部        | 主たる事務所の所在地 | 日高郡印南町印南2264-1          | 日高郡印南町印南1820          | 平成<br>17.3.31 | 政党の支部 | 自由民主党<br>1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部 |
| 笠原えり子後援会          | 会計責任者      | 尾崎常一                    | 木村満珠雄                 | 平成<br>17.3.31 | 政治団体  |                                   |
| 和歌山県民社協会          | 主たる事務所の所在地 | 和歌山市畑屋敷中ノ丁5番地和綿ビル3F     | 和歌山市畑屋敷中ノ丁33          | 平成<br>17.3.31 | 政治団体  |                                   |
|                   | 会計責任者      | 吉本勸曜                    | 山下吉生                  |               |       |                                   |
| 村上修後援会            | 主たる事務所の所在地 | 西牟婁郡串本町田並1177           | 西牟婁郡串本町田並880          | 平成<br>17.3.31 | 政治団体  |                                   |
| 松下泰子を支える会         | 会計責任者      | 濱名ますみ                   | 鷹巣登久子                 | 平成<br>17.3.31 | 政治団体  |                                   |
| 自由民主党和歌山県たばこ組合支部  | 会計責任者      | 寺田嘉則                    | 長谷川謙                  | 平成<br>17.4.1  | 政党の支部 | 自由民主党<br>1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部 |
| 全国小売酒販政治連盟和歌山県支部  | 代表者        | 中村徳五郎                   | 藤田善一                  | 平成<br>17.4.1  | 政治団体  |                                   |



|                  |            |                   |                      |               |       |                               |
|------------------|------------|-------------------|----------------------|---------------|-------|-------------------------------|
| 須川倍行後援会          | 代表者        | 坂口旭               | 須川市朗                 | 平成<br>17.4.6  | 政治団体  |                               |
| 全国社会保険推進連盟和歌山支部  | 会計責任者      | 酒部政夫              | 滝上秀次郎                | 平成<br>17.4.7  | 政治団体  |                               |
| 八山祐三後援会          | 主たる事務所の所在地 | 田辺市新南万18-1コーポ輝富1F | 田辺市新南万1-2            | 平成<br>17.4.7  | 政治団体  |                               |
| 谷口和樹後援会          | 主たる事務所の所在地 | 西牟婁郡大塔村鮎川658-5    | 西牟婁郡大塔村鮎川1658-5      | 平成<br>17.4.12 | 政治団体  |                               |
| 自由民主党自由同和会和歌山県支部 | 主たる事務所の所在地 | 和歌山市六十谷86-3       | 和歌山市狐島371-3松島コーポ206号 | 平成<br>17.4.13 | 政党の支部 | 自由民主党1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部 |

和歌山県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、

同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成17年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

| 資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地  | 代表者の氏名 | 届出年月日         |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|--------|---------------|
| 味村一彦                    | 岩出町議会議員 | 味村一彦後援会   | 那賀郡岩出町中黒119 | 味村一彦   | 平成<br>17.3.30 |

和歌山県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2

第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成17年5月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地   | 代表者の氏名 | 届出年月日         |
|------------------|---------|-----------|--------------|--------|---------------|
| 大森道夫             | 桃山町議会議員 | 大森道夫後援会   | 那賀郡桃山町元761-2 | 大森道夫   | 平成<br>17.1.31 |

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

和歌山県海域におけるウミガメの採捕等について漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成17年5月10日

和歌山海区漁業調整委員会会長 嶋 洋一

(定義)

- この指示においてウミガメとは、ウミガメ科3種(アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵)をいう。  
(採捕の制限)
- 和歌山県海域においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。  
(承認の対象)
- ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該

当するものとする。

- 試験研究の用に供しようとする者
- 増殖の用に供しようとする者
- 委員会が特に認めた者  
(承認証の携帯)
- 承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。  
(報告書の提出)
- 承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。  
(指示の有効期間)
- この指示の有効期間は、平成17年5月16日から平成19年5月15日までとする。  
(制限又は条件)
- 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。  
(1) 3の(1)又は(2)に該当する場合

- ア 目的以外の採捕をしてはならないこと。
- イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。

(2) 3の(3)に該当する場合

- ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。
- イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。
- ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。

(取扱要領)

- 8 この指示に定めるもののほか採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。